

饗宴の儀を国の儀式として行うことについて

〔令和元年9月20日〕
閣議決定

- 1 国の儀式として、饗宴の儀を行う。
- 2 饗宴の儀は、令和元年10月22日、同月25日、同月29日及び同月31日、宮中において行う。
- 3 饗宴の儀の細目は、内閣総理大臣が定める。